

ID: 1650

担当部署: 建設水道部 都市整備課 管理係

処分の概要	測量標の使用の承認(公共測量)		
法令名 根拠条項	測量法 第39条において準用する第26条		
法令番号	昭和24年法律第188号		
<p>【基準】</p> <p>準用する法第26条の規定による。 (測量標の使用)</p> <p>第26条 基本測量以外の測量を実施しようとする者は、国土地理院の長の承認を得て、基本測量の測量標を使用することができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日